

市政を問う!

一般質問は、市の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、見解を求めるものです。3月定例会の一般質問は、2月25日(木)、26日(金)、3月1日(月)の3日間に14名の議員が質問しました。(ここでは紙面の関係で、その一部を要約して掲載しています。)

代表質問

深刻な経済危機から市民の暮らしを守る市政に



日本共産党
丸山 わき子

市長の政治姿勢

問 小泉構造改革は雇用の破壊、増税と社会保障の負担増に貧困と格差を拡大させてきた。本市は、この改革と平行して集中改革プランを策定し、市民の暮らし・福祉・教育予算を次々と削減し、その一方で、区画整理事業など関連事業を最優先に進め、約90億円を投入してきたが、駅北側への事業進出の見通しはなく、国保税収納率全国ワースト1、介護保険料収納率県下ワースト1、市税収納率県下最下位グループという状況を生み出し、市民の負担は限界である。新年度予算編成にあたり、景気悪化のもと、市民の暮らしの実態について、市長はどのように受け止めているのか伺う。

市長 政府は、景気が緩やかな回復が続く内容としていますが、国民には、景気回復の実感はなく、サラリーマンなど労働者の賃金の増加は見込めない状況にあると思われまます。本市においても基幹産業である農業分野では、秋冬野菜をはじめ、野菜の価格が前年比で2割くらい安い状況です。また、商工

業分野においては、依然デフレ傾向が続く、個人消費が伸び悩んでいる状況にあり、まだまだ厳しい経済状況にあると考えられています。

税滞納世帯に対する行政サービス制限の廃止を

問 市税等滞納世帯に對する十項目に及ぶ行政サービス制限の廃止を求める。暮らしが成り立たず、滞納している世帯に對し、制裁をしても収納率の向上は望めない。最も援助が必要な滞納者をサービスから切り捨て、一層生活の悪化に追い込んでいっているのではないかと伺う。

市長 市税滞納者へのサービス制限は、負担の公平性の観点から必要であると考えており、また、滞納者に対して、納税を促す効果があると考えます。

問 滞納すれば、市営住宅への入居資格がなく、高い家賃のもとで納税に苦しむ。安い住宅を提供すれば、納税も可能となる。また、小規模事業者登録制度でも滞納者には登録資格はない。仕事がなく、納税に苦しむ市民にこそ、仕事確保の支援をすべきであるが如何か。

市長 市営住宅の入居及び小規模事業者登録制度では、税負担の公平性の観点から、市税の滞納のない者であることが資格要件としてあります。

市長 市営住宅の入居及び小規模事業者登録制度では、税負担の公平性の観点から、市税の滞納のない者であることが資格要件としてあります。

問 市営住宅について、市長の気持ちで対応できることであり、住宅に困っている方が入居できるようにしたい。また、中小零細業者に仕事がなくて困っているという状況を市長が本場に把握しているのであれば、滞納者に対するペナルティーは解除すべきであると思うが如何か。

市長 要綱を作成する必要があり、今後検討していきたいと考えています。

問 国保では、入院に際し、病院の窓口で限度額認定書を提示すれば、支払いは限度額の約9万円となり、多額の現金を用意しなくても安心して入院できるが、滞納者には限度額認定書が発行されないため、入院費を借金し、その返済に追われ、病院にかかれぬという実態がある。早急な対応を求めるが如何か。

市長 現在、八街市の免除事由に関する規定がないことから、地方税法に則り、判断していますが、今後、要項・要領等の制定を含めた検討を考えています。

如何か。

市長 国民健康保険法施行規則に「世帯主が保険税を滞納していない旨」の確認事項が規定されており、この確認をせず、限度額適用認定証を交付することはできません。

問 国は、特別な事情がある場合、認定証を渡すよう求めているが如何か。

市長 実態を把握した上で交付していきたいと考えています。

税滞納者に対する延滞金の免除を

問 滞納金とともに延滞金まで、払い切れないという切羽詰まった声が上がっている。生活苦の世帯に一層の負担強化は許されない。免除制度を求め如何か。

市長 現在、八街市の免除事由に関する規定がないことから、地方税法に則り、判断してありますが、今後、要項・要領等の制定を含めた検討を考えています。